

3) 生コンクリート、アスファルトについて

(1) 生コンクリート、アスファルト単価の適用区分

- (ア) 生コンクリート、アスファルトの単価は、プラントがない離島には適用できない。  
 (イ) [⑭県北・田平地区の離島]の生コンクリートの単価は鷹島、大島、~~度島~~以外には適用できない。  
 (ウ) [⑳宇久島・小値賀島]のアスファルト合材の単価は、小値賀島以外には適用できない。

生コンクリート及びアスファルト合材プラント有無一覧

地 区	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	長崎	諫早	大瀬戸	島原	県北	東彼杵	松浦	高島
生コンクリート	○	○	○	○	○	○	○	×
アスファルト 合材	新材	○	○	○	○	○	○	×
	再生	○	○	○	○	○	○	×

地 区	⑨		⑩		⑪		⑫		⑬
	崎戸・大島	崎戸	池島・松島	池島	江ノ島・平島	江ノ島	宇久島・小値賀島	宇久島	小値賀島
生コンクリート	×	×	×	×	×	×	○	○	○
アスファルト 合材	新材	×	×	×	×	×	×	○	×
	再生	×	×	×	×	×	×	×	×

地 区	⑭ 県北・田平地区の離島								⑮
	鷹島(松)	黒島(松)	青島(松)	飛島(松)	大島(平)	度島(平)	黒島(佐)	高島(佐)	福江島
生コンクリート	○	×	×	×	○	×	×	×	○
アスファルト 合材	新材	×	×	×	×	×	×	×	○
	再生	×	×	×	×	×	×	×	○

~~※度島の生コンプラントは製造能力が1日3m3程度であり、多量に使用する場合は別途考慮すること。~~

地 区	⑯	⑰	⑱	⑲		⑳	㉑	㉒
	奈留島	久賀島	杵島	中通島・若松島	中通島	壱岐島	対馬Ⅰ	対馬Ⅱ
生コンクリート	○	○※	×	○	×	○	○	○
アスファルト 合材	新材	×	×	○	×	○	○	○
	再生	×	×	×	×	×	×	×

※久賀島の生コンプラントは製造能力が時間4～6m3程度であり、多量に使用する場合は別途考慮すること。

(2) 生コンクリート単価の地区による補正について

- (ア) [⑰平戸地区]のうち生月島についてのみ、同地区単価に+1,000円/m<sup>3</sup>とする。・・・[TP6250]  
 (イ) [⑭県北・田平地区の離島]のうち大島は、同地区単価に+1,900円/m<sup>3</sup>とする。・・・[TP6251]  
~~(ウ) [⑭県北・田平地区の離島]のうち度島は、同地区単価に+1,900円/m<sup>3</sup>とする。・・・[TP6252]~~

(3) 生コンクリート小型車(4t車以下)割増について

- (ア) [①長崎地区]は、3,000円/m<sup>3</sup>とする。・・・[TP6260]  
 (イ) [②諫早地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり3,000円(1,760円/m<sup>3</sup>)とする。・・・[TP6261]  
 (ウ) [③大瀬戸地区]は、1,500円/m<sup>3</sup>とする。・・・[TP6262]  
 (エ) [⑦松浦地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり2,000円(1,176円/m<sup>3</sup>)とする。・・・[TP6263]  
 (オ) [⑬平戸地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり2,000円(1,176円/m<sup>3</sup>)とする。・・・[TP6264]  
 (カ) [⑲中通島・若松島]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり3,000円(1,760円/m<sup>3</sup>)とする。・・・[TP6265]  
 (キ) [④島原地区]は、2,000円/m<sup>3</sup>とする。・・・[TP6266]  
 (ク) ㉑ 対馬Ⅰ地区]は、2,000円/m<sup>3</sup>とする。・・・[TP6267]  
 (ケ) ㉒ 対馬Ⅱ地区]は、2,000円/m<sup>3</sup>とする。・・・[TP6268]  
 (コ) [⑤県北地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり2,000円(1,176円/m<sup>3</sup>)とする。・・・[TP6269]  
 (サ) [⑥東彼杵地区]は、1台(1.7m<sup>3</sup>)・1回当たり2,000円(1,176円/m<sup>3</sup>)とする。・・・[TP6270]  
 ※ その他の地区は割増しないものとする。